

<市外認可外保育施設利用者向け>

市川市新型コロナウイルス感染症のまん延防止に係る

認可外保育施設保育料緊急支援事業のお知らせ

Q1. どのような制度ですか？

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のため、休園又は児童の登園を自粛いただいた保護者に対し、当該期間の保育料が減額（日割り計算）されていない、市外認可外保育施設を利用する保護者の方へ、「休園又は登園自粛期間に相当する保育料」を補助する制度です。

補助期間は、令和2年4月9日から休園または登園自粛要請期間が終了されるまでを予定しています。

※登園自粛要請期間の終期については別途お知らせします。

Q2. 補助を受けるための要件はありますか？

下記の①～⑦のすべてに該当する方は、補助の対象となります。

- ① 市川市に住民票があること。
- ② 共働き世帯など、児童に「保育の必要性」があること。
- ③ 認可外保育施設に在籍している、もしくは在籍していたこと。
- ④ 新型コロナウイルス感染症のまん延の防止のために、認可外保育施設への登園を自粛させ、又は認可外保育施設の休園により自宅に待機させていること。
- ⑤ 認可保育所や幼稚園に通園していないこと。
- ⑥ 保育料の滞納等が無いこと。
- ⑦ 休園又は児童の登園を自粛した期間の保育料が減額（日割り計算）・返金されていないこと。

Q3. 補助の金額はどうなりますか？

ひと月分の保育料の日額換算額 × 自粛等の日数 = 補助額

(既存の「市川市簡易保育園保育料補助金」および「施設等利用費の支給額」を含め、月額70,000円を上限)

※ひと月分の保育料の日額換算額（各施設により異なります）をもとに算定し、上限額と比較して低い方の額を補助します。

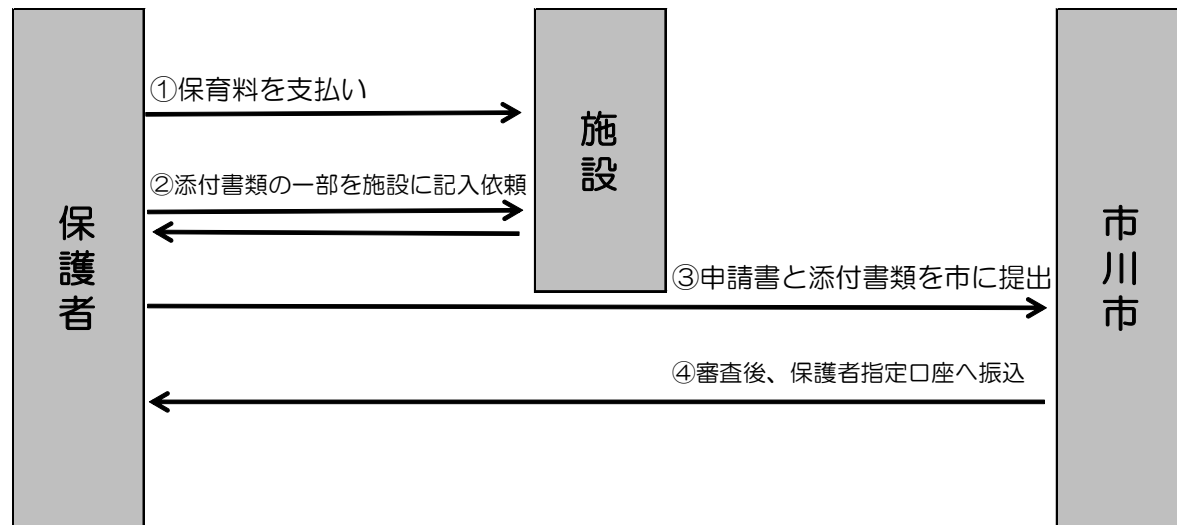
※すでに保育料を、施設において減額・返金対応がなされている場合は、補助されません。

※上限額を超過した分は補助されません。

※申請時点で、「市川市簡易保育園保育料補助金」および「施設等利用費の支給額」が未決定の場合は、それぞれ最高額を想定し、この補助金の上限額を決定した上で、その後決定した「市川市簡易保育園保育料補助金」および「施設等利用費の支給額」によって、不足が生じる場合は後日差額を支給します。

※企業主導型保育施設に通園する課税世帯の0～2歳児については、標準的な利用料（利用者負担相当分）を超えた部分の保育料が補助対象となります。

Q4. 手続きの流れはどうなりますか？



Q5. 申請に必要な書類は何ですか？

<申請に必要な書類>

申請書 (保護者が作成)	市川市認可外保育施設保育料緊急支援事業補助金交付申請書兼実績報告書兼請求書
添付書類	証明書兼実績内訳書 (施設に作成依頼)
	保護者の保育の必要性を証する書類 (保護者が作成)
	市川市認可外保育施設保育料緊急支援事業補助金に係る保育料等証明書兼実績内訳書 (例) 就労の場合、就労証明書 (市指定) (※市役所提出時点で3ヶ月以内に証明された書類が有効です。詳細は市川市公式 Web サイト参照。)

Q6. 申請はいつまですればいいですか？

申請対象月	申請書類提出締切日 (紙文書)	支払予定日
令和2年4月分	令和2年6月12日 (必着)	令和2年6月下旬 (予定)
令和2年5月分	令和2年7月10日 (必着)	令和2年7月下旬 (予定)

※ひと月ごとに、申請が必要です。また紙文書の提出は、郵送もしくは窓口にてお願いいたします。

※令和2年度4・5月分の施設等利用費の請求書類につきまして、上記「申請書類提出締切日」までに、各月ごとにご提出いただきますようお願いいたします (従来、3か月ごとのご提出でしたが、変更いたします。なお令和2年度6月分以降の提出方法については別途ご案内いたします。)

Q7. 申請書類は市川市WEBページで入手できますか？

市川市公式 Web ページで コロナ 認可外 で検索！

申請先：

〒272-0021

市川市八幡3-4-1 アクス本八幡2階

市川市 子育て政策部 子育て施設入園課

事業管理グループ (047-704-0255)